

# ○ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例施行規則

〔平成31年4月1日  
規則第19号〕

改正 令和4年2月15日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例（平成31年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用時間及び使用停止日)

**第3条** 組合の処理施設の使用時間及び使用停止日は、別表第1のとおりとする。

(使用の制限)

**第4条** 組合の処理施設において処理できない廃棄物は、別表第2のとおりとする。

(一般廃棄物処理の申出)

**第5条** 条例第5条第1項の規定により一般廃棄物を自ら組合長の指定する処理施設に運搬する者は、当該一般廃棄物を処理施設に搬入する際に、一般廃棄物（ごみ等）処分申出書を組合長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

**第6条** 条例第6条第1項に規定する事業系一般廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

(1) 組合を組織する市町の区域内において発生した事業系一般廃棄物であること。

(2) 次に掲げるものを搬入しないこと。

ア 有害性の物

イ 危険性のある物

ウ 引火性のある物

エ 著しく悪臭のある物

オ 特別管理一般廃棄物

カ アからオまでに掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じる物

(3) 一般廃棄物処理計画に従い可燃物、不燃物等に適正に分別し、定められた処理施設に搬入すること。

(4) 運搬車両等は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。

(5) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、組合長の指定する処理施設における事業系一般廃棄物の受入に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

(手数料の徴収方法)

**第7条** 条例第8条及び第10条に規定する手数料は、組合長が指定する処理施設への搬入の都度徴収する。ただし、組合長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(廃棄物処理手数料の減免申請)

**第8条** 条例第9条及び第11条の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書を組合長に提出しなければならない。ただし、組合長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、飯塚市・桂川町衛生施設組合一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年穂波町ほか2ヵ町衛生施設組合規則第1号）、ふくおか県央環境施設組合公の施設使用規則（昭和50年稲築町ほか2ヵ町衛生施設組合規則第1号）、飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例施行規則（平成18

年飯塚市規則第 137 号) 又は嘉麻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成 18 年嘉麻市規則第 106 号) (以下これらを「承継前の規則」という。) の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にふくおか県央環境広域施設組合が有する承継前の規則に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

**附 則** (令和 4 年 2 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	使用時間	使用停止日
飯塚市清掃工場及び埋立処分場	午前8時から午後4時30分まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 日曜日（毎月第3日曜日を除く。）及び土曜日 (3) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日
飯塚市リサイクルプラザ	午前8時から午後4時30分まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 日曜日（毎月第3日曜日を除く。）及び土曜日 (3) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日
飯塚市環境センター	午前8時から午後4時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日 (4) 上記については、組合長が特に必要があると認める場合を除く (5) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日
嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場	午前8時30分から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日。 （8月及び12月を除く毎月の第3日曜日、8月13日直前の日曜日及び12月の最終日曜日を除く）

		<p>く。)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。ただし、嘉麻市から委託若しくは許可を受け、廃棄物の収集及び運搬をする日に該当する場合を除く。</p> <p>(3) 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで</p> <p>(4) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日</p>
嘉麻市嘉麻浄化センター	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで	<p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。ただし、嘉麻市から許可を受け、し尿等の収集及び運搬を行う者が、事前に組合長から使用許可を受けた日を除く。</p> <p>(3) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで</p> <p>(4) 12 月 31 から翌年 1 月 3 日まで</p> <p>(5) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日</p>
桂苑	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	<p>(1) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで</p> <p>(2) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>(3) 日曜日及び土曜日</p>

		(4) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日
穂波苑	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 8月13日から8月15日まで (2) 12月31日から翌年の1月3日まで (3) 日曜日及び土曜日 (4) その他組合長が施設の維持管理上必要と認める日
リサイクルプラザ	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 8月14日から8月16日まで (2) 12月31日から翌年の1月3日まで (3) 日曜日及び土曜日
汚泥再生処理センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 8月14日から8月16日まで (2) 12月31日から翌年の1月3日まで (3) 日曜日及び土曜日

別表第2（第4条関係）

名称	処理できない廃棄物
飯塚市清掃工場	(1) 飯塚市の区域外で収集されたごみ (2) 有害性の物 (3) 危険性のある物 (4) 引火性のある物 (5) 著しく悪臭のある物 (6) 特別管理一般廃棄物 (7) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じる物 (8) その他組合長が不相当と認めるもの
飯塚市リサイクルプラザ	(1) 飯塚市の区域外で収集されたごみ (2) 有害性の物 (3) 危険性のある物 (4) 引火性のある物 (5) 著しく悪臭のある物 (6) 特別管理一般廃棄物 (7) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じる物 (8) その他組合長が不相当と認めるもの
飯塚市環境センター	(1) 産業廃棄物 (2) 飯塚市（飯塚市については、原則として廃置分合前の旧飯塚市の区域に限る。）の区域外で収集されたし尿及び浄化槽汚泥 (3) その他組合長が不相当と認めるもの
嘉麻市嘉麻クリーンセンター	(1) 嘉麻市の区域外で収集されたごみ (2) 有害性の物 (3) 危険性のある物 (4) 引火性のある物 (5) 著しく悪臭のある物 (6) 特別管理一般廃棄物 (7) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理

	<p>を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じる物</p> <p>(8) その他組合長が不適當と認めるもの</p>
桂苑	<p>(1) 産業廃棄物</p> <p>(2) 飯塚市（飯塚市については、廃置分合前の嘉穂郡穂波町、同郡筑穂町の区域に限る。）及び桂川町（以下「関係市町」という。）及び嘉麻市の区域外で収集されたごみ</p> <p>(3) 爆発、毒性及び危険性のおそれがあるもの</p> <p>(4) その他組合長が不適當と認めるもの</p>
穂波苑	<p>(1) 産業廃棄物</p> <p>(2) 関係市町の区域外で収集されたし尿及び浄化槽汚泥</p> <p>(3) その他組合長が不適當と認めるもの</p>
リサイクルセンター	<p>(1) 飯塚市（飯塚市については、廃置分合前の嘉穂郡庄内町、同郡潁田町の区域に限る。）及び嘉麻市の区域外で収集されたごみ</p> <p>(2) 有害性の物</p> <p>(3) 危険性のある物</p> <p>(4) 引火性のある物</p> <p>(5) 著しく悪臭のある物</p> <p>(6) 特別管理一般廃棄物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、組合が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じる物</p>
汚泥再生処理センター	<p>(1) 産業廃棄物</p> <p>(2) 飯塚市（飯塚市については、廃置分合前の嘉穂郡庄内町、同郡潁田町の区域に限る。）、嘉麻市（嘉麻市については、廃置分合前の嘉穂郡稲築町の区域に限る。）及び小竹町の区域外で収集されたし尿及び浄化槽汚泥</p> <p>(3) その他組合長が不適當と認めるもの</p>
嘉麻市嘉麻浄化センター	<p>(1) 産業廃棄物</p> <p>(2) 嘉麻市（嘉麻市については、原則として廃置分合前の山田市、嘉穂郡碓井町及び同郡嘉穂町の区域に限る。）の区域外で収集されたし尿及び浄化槽汚泥</p> <p>(3) その他組合長が不適當と認めるもの</p>